

～ クリーンパークファイブからのお願い ～

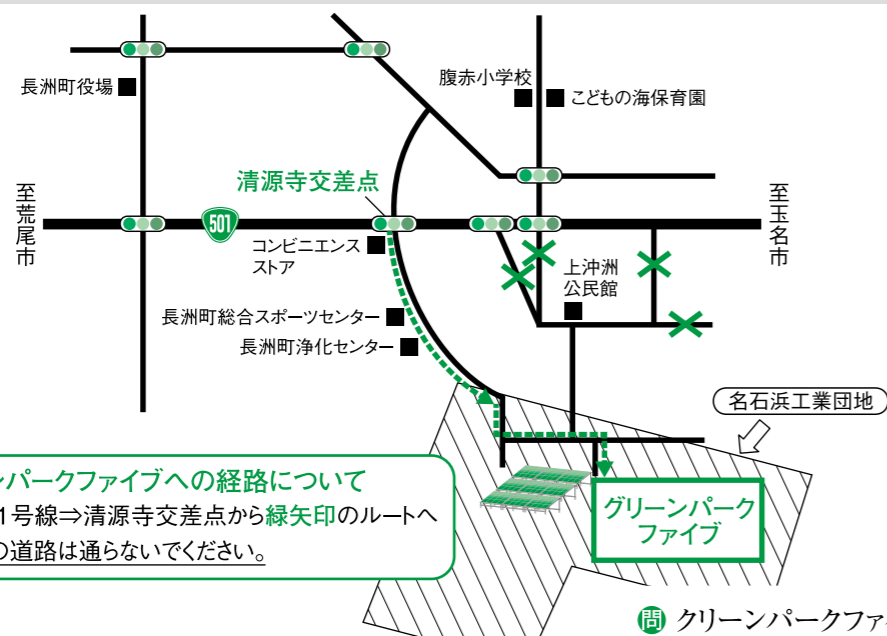
ごみの搬入・搬出ルートについて

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で、家で過ごす時間が増え、家の片づけなどをした人も多いのではないのでしょうか。実際に一般家庭から持ち込まれるごみの量も、例年に比べると約1.5倍に増加しています。

クリーンパークファイブでは、ごみ収集車両はもちろんのこと、一般家庭から持ち込まれるごみについても搬入・搬出ルートがあります。

交通事故防止のため、ご協力をよろしくお願いします。

搬入日：月曜日～金曜日 8時45分から16時まで
場 所：クリーンパークファイブ(玉名郡長洲町名石浜42番地1)



もどぐされ サツマイモ基腐病のまん延防止について

サツマイモ基腐(もどぐされ)病は、茎の変色、いもの腐敗などを引き起こす病害で、昨年県内で初めて確認されました。この病気にサツマイモが感染すると、地表部から茎の変色や、いもの腐敗などが起き、最悪の場合、株が枯死します。

この病気を防ぐために、健全な種いも・苗の使用、畑や苗床の土壌及び種いも・苗の消毒、植え付け前の排水対策等を徹底しましょう。万が一発生した場合は、病気が広がる前に発病した株をほ場の外に出し、発生箇所に登録薬剤を散布しましょう。

問 ▽熊本県農業技術課 ☎096-333-2381
▽玉名地域振興局農業普及・振興課 ☎74-2135

災害復興住宅融資の受付期間を1年間延長

平成28年熊本地震で被災した住宅を復旧するための「災害復興住宅融資(建設資金、購入資金、補修資金)」の借入申込の受付期間を1年間延長しました。お申し込みをご検討の方は、お早めにご相談ください。

[延長前] 令和3年3月31日 → [延長後] 令和4年3月31日

問 住宅金融支援機構 お客様コールセンター
☎0120-086-353(通話無料)
受付時間9時～17時(祝日・年末年始除く)

森林経営管理法が施行されています

森林経営管理法とは

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ制度です。

森林を手入れすると地域の安全・安心につながります

- 手入れがされた森林は、国土保全や水源涵養、地球温暖化防止等の公益的機能を持続的に発揮します。



森林所有者の責務を明確化しています

- 新たな法律では、「適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」と、森林所有者の責務を明確化しています。

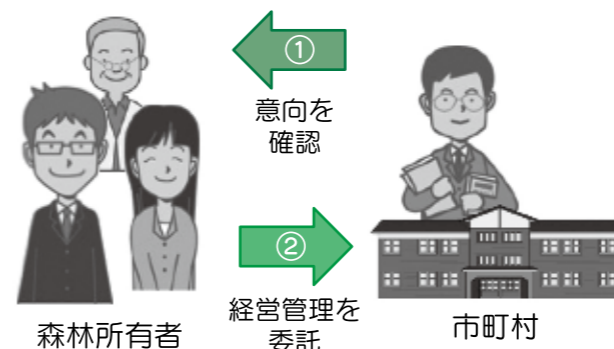
※「適時に」とは、「適切な時期に」という意味で、市町村森林整備計画に定められた標準的な実施方法から著しく逸脱せずに、伐採、造林及び保育を実施することです。なお、標準伐期齢に達したら、即主伐するというものではありません。

※自ら実施したり、あるいは林業事業者へ経営委託して、適切な経営・管理を行っている森林所有者に対しては、経営管理を継続できるよう、引き続き支援してまいります。

適切に経営管理を行うことが難しい場合

- ①市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
- ②市町村にお任せしたいと回答頂いたときは、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- ③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



林業経営に適した森林

③ 経営管理を再委託

林業経営に適さない森林

④



意欲と能力のある林業経営者

市町村が管理

お問い合わせ先

- ▽熊本県農林水産部森林局森林整備課 ☎096-333-2441
- ▽経済課 農林振興係 ☎57-8504

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指します

